

入居時の手続き

①入居希望日 20 日前までに「企画課 移住定住推進室」に書類を提出する

○提出書類

宿毛市営地域振興住宅目的外使用許可 申請書（第 1 号様式）

【添付書類】

- ・ 入居予定者全員の住民票の写し
- ・ 入居予定者全員の完納証明書
(お住いの市町村税（市県民税や軽自動車税、固定資産税等）に滞納がないことを証明する書類)
- ・ 誓約書兼照会承諾書

地域振興住宅担当課の「都市建設課」から次の書類を郵送します。

- ① 宿毛市営地域振興住宅目的外使用許可(新規・却下)決定通知書(第2号様式)
- ② お試し住宅使用料の納付書
(月額 16,000 円程度、滞在日数に応じた日割り計算とさせていただきます。)

② 使用料を前納する

使用料は、入居日までに全額を前納し、領収証は鍵の受け取り時に持参してください。

③ 電気・ガス・水道 の手続き（手続きは入居者様に行っていただきます）

【電気】

電気の使用開始は、遅くとも入居予定日の 2～3 日前（平日）までに四国電力に連絡してください。

◆ 料金は引渡日より算出されます。

四国電力 中村営業所

フリーダイヤル：0120-410-787 電話：0880-34-2161

【ガス】

ガスの使用開始は、遅くとも入居予定日の2～3日前（平日）までに指定のガス会社（土佐ガス）に連絡し、入居者ご本人が必ず入居時に立ち会ってガス会社の係員に開栓してもらってください。

◆用意していただくもの

印鑑（口座振替をご希望の方は、口座番号と通帳印が必要となります。）

土佐ガス西部販売(株) 宿毛営業所

電話：0880-65-8136

【水道】

水道の使用開始は、遅くとも入居予定日の2～3日前（平日）までに宿毛市水道課に連絡し、入居者ご本人が必ず入居時に立ち会って水道業者の係員に開栓してもらってください。

◆料金は引渡日より算出されます。

宿毛市役所 水道課

電話：0880-62-1248

④ 使用開始日に鍵の受け取り

使用料の納付を確認後に、鍵を引き渡します。

退居時の手続き

① 退居検査を受ける時間を事前に確認する

退居時には、清掃状況や備品のチェック、忘れ物等の確認を行います。
企画課移住定住推進室に事前にご相談ください。

◆退去日が決定次第、電気・ガス・水道 の閉栓について、手続きを行ってください。

② 退居検査を受け、鍵を返却したら退居手続き終了
